

紀北町監査第 42-5 号  
令和 7 年 12 月 9 日

紀北町議会議長 入 江 康 仁 様

紀 北 町 長 尾 上 壽 一 様

紀北町教育長 松 島 功 城 様

紀北町監査委員 加 藤 克 英

同 大 西 瑞 香

#### 定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 7 年 11 月 11 日から令和 7 年 11 月 18 日までに実施した監査について、同条第 9 項の規定に基づきその監査結果を報告します。

## 1 監査の種類

定期監査（紀北町監査基準に準拠）

## 2 監査の対象

令和6年10月から令和7年9月の間の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理

（共通事項）

- ・各部署の分掌事務等を調査把握したうえで検証が必要と考えられる主要事業並びに関連する書類等

（関係課）

- ・「税及び公共料金等の未納者対策とその成果」に基づき、当該対象となる事務事業
- ・現金（つり銭）及びレターパックの保管状況の検査

## 3 監査の実施箇所及び実施年月日

監査の期日	監査の対象	監査の実施場所	監査の範囲
令和7年 11月11日	住民課	第1委員会室	令和6年10月1日から令和7年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行
	危機管理課		
	老人ホーム赤羽寮		
	農林水産課		
	出納室		
令和7年 11月12日	環境管理課	第1委員会室	令和6年10月1日から令和7年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行
	税務課		
	水道課		
	企画課		
	生涯学習課		

監査の期日	監査の対象	監査の実施場所	監査の範囲
令和7年 11月14日	建設課	第2委員会室	令和6年10月1日 から令和7年9月30 日までに執行され た財務及び経営に 関する事務の執行
	財政課		
	議会事務局		
	商工観光課		
	学校教育課		
	紀北町役場本庁	各課	釣銭・レターパック 検査
令和7年 11月18日	福祉保健課	紀北地域児童発達支 援施設	現地視察
	福祉保健課	第1委員会室	令和6年10月1日 から令和7年9月30 日までに執行され た財務及び経営に 関する事務の執行
	総務課		

#### 4 監査の着眼点

紀北町監査基準に掲げる監査等の目的及び実施計画に定める着眼点とした。

#### 5 監査の実施内容

資料要求により担当部署から提出された監査資料及び関係諸証拠書類等の照合、分掌事務・過年度の主要事業の決算・現年度の主要事業の予算現額についての説明及び現場の視察による成否の確認をしたうえで、指摘その他の方法によって弁明又は見解を聴取し、事実の性質、内容を究明したうえで異常の有無を確かめたもの。

#### 6 監査の結果

(1) 予算及び事務事業の執行は、その目的に沿って適正に処理されており、おおむね良好と認められる。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な指摘事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望した。

### 【現金（つり銭）及びレターパックの保管状況】

紀北町役場本庁において現金（つり銭）及びレターパックの保管状況の現地調査を実施したところ、日中及び夜間において施錠可能な金庫及び保管庫等において保管がされており、適正と認められる。

今後とも適正な現金（つり銭）の保管に努められたい。

(2)「税及び公共料金等の未納者対策とその成果」に関する事務を所掌する担当各課については次のとおり評価するので善処されたい。

なお、町の債権は、町民の財産であり軽々に放棄することは厳に慎まなければならないものであるが、回収に至る蓋然性が極めて乏しいものや滞納金額が少額のため回収費用が著しく超過し、又はそれが見込まれる等の債権の管理を例外なく続けていくことは、本町の有限なる人的・物的資源の損失につながりかねないと危惧するところである。

したがって、料金負担の公平性を確保するとともに、適正な債権の管理に資するための関係例規の制定をする等債権管理のさらなる適正化に向けた環境整備をより一層進められたい。

### 【水道課】

水道料金の収納率については、99.38%の高水準を維持しており、評価できる。コンビニエンスストア納付及びスマートフォン等によるバーコード決済（PayB、LINE Pay、PayPay、請求書支払い）を導入することによる納付環境の充実及び納付相談時の滞納者の納付意識向上の指導が実を結んでいることがうかがえる。

一方で、過年度滞納分の回収は困難が伴っており、新たな滞納を発生させないため、引き続き納付指導の徹底と、滞納者に対するチェック体制の強化に取り組んでいただくとともに、将来への負担を残さないためにも、公平性を担保しつつ、速やかに債権整理を行っていくことが必要ではないかと思慮するところである。

### 【建設課】

住宅使用料については、令和6年度決算による現年度の徴収率が昨年度に引き続き100%となっており、高く評価できる。一方、過年度の滞納者の中には退去者も含まれているなど、困難なものも多くあると思われるが、納付相談や催告を今後も継続し、計画的な回収に努めていただきたい。

### 【住民課】

国民健康保険料における令和6年度現年の収納率は97.85%と前年度対比0.45ポイント減少しているが、目標値である97.0%に達していることから評価できる。過年度を合わせた全体の収納率は年々上昇していることから、継続した取り組みの成果が出ていると思われる。コンビニエンスストア納付及びスマートフォン等によるバーコード決済（PayB、LINE Pay、PayPay、請求書支払い）を導入したことにより納付環境の充実を図られたことが実績として現われていることから、利便性の向上に引き続き取り組まれない。

### 【福祉保健課】

災害援護資金については、貸付から20年以上が経過し、回収が困難なものもあると思うが、納付相談を継続し、計画的な回収に努めていただきたい。また、保育料については、保育の無償化により現年度の収入未済額は発生していない。

### 【税務課】

町税全体の収納率としては97.75%で前年度対比0.38ポイント上昇しており、高い水準を維持している。現在も世界情勢の不安定化等により物価上昇が続いており、地域経済は厳しい状況が続くことが想定されることから、滞納につながることを防ぐよう納税者に対し、より丁寧な対応をお願いしたい。

なお、コンビニエンスストア納付及びスマートフォン等によるバーコード決済（PayB、LINE Pay、PayPay、請求書支払い）は、

期限内納付に効果が出ていることから引き続き納付環境の充実に取り組まれない。

#### 【教育委員会 学校教育課】

奨学金についての現年度分の収納率は100%で前年度対比3.01ポイント上昇しており評価できる。一方で、滞納総額は、426万円を超えていることから、時効を迎える案件が発生しないよう注意していただきたい。また、借入者本人の返済意識の向上を促すとともに、滞納者及び連帯保証人の納付意識の指導など返済している者と滞納者との不公平が生じないように努めていただきたい。

なお、未納者については、少額であっても電話などで状況を確認されているとのことであるので、引き続き、返済が困難となる多額の滞納にならないようきめ細やかな対応をお願いしたい。

#### (3) 「監査を終えて」

令和7年度実施の定期監査を終えて、現在においても世界情勢の不安定化によるエネルギー・穀物など資源価格の上昇、さらには円安基調とが相まって、物価の高騰が続いており、地域経済回復の見通しは非常に不透明となっている。

そういったことから、紀北町として工事や物品購入については、可能な限り町内業者に発注することにより、地域経済の回復に寄与することを十分に認識し、今後の業務執行に当たられたい。

なお、事務の執行は困難を伴うものと思われるが、予算の執行状況の進捗に注意し、執行漏れのないように注意していただきたい。

次に、高度経済成長期に多く整備された公共施設等は、耐用年数を超え、改築・更新の時期を迎えている状況である。将来の維持管理コストの増大が懸念されており、公共施設等の新築・改築・更新が集中すれば急激な財政悪化を招く恐れがあることから、

「紀北町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視野に立って計画を実施され、客観的かつ透明性の高い基準による時代に即したまちづくりを行っていただきたい。

地方自治体の資金運用は、公金を安全かつ効率的に管理・活用し、将来の行政サービスに必要な財源を確保するために重要である。公金の安全性を最優先とすることは当然ではあるが、長期固定的な運用が可能な資金については、債券運用とすることも必要であり、積極的な歳入確保の取組として、また、資金運用を通じたSDGsの取組のひとつとして三重県が発行する「グリーン債券」を購入しているとのことであり、積極的な取り組みを期待したい。しかしながら、日銀の利上げが続くと債券価格が低下する傾向があり、債券の含み損が発生する可能性があることから、災害などの有事への対応で取り崩しが急遽必要となる資金については慎重な対応をお願いしたい。

税や公共料金等については、回収困難なものが多く残っている状況にあるが、収納率の向上及び滞納額の減少に向け納付相談や、催告等の取組みが引き続き伺えた。水道料金、税、国民健康保険料においてコンビニエンスストア納付、スマートフォン等によるバーコード決済（PayB、LINE Pay、PayPay、請求書支払い）などが導入され住民の利便性向上が図られるとともに収納率の向上に効果が出ていることから、今後も期待している。滞納者に対しては公平性の観点から、誓約書や分納などにより時効の中断に、引き続き努めていただきたい。

なお、真に回収不能な債権を管理し続けることが町の有限なる人的・物的資源の損失につながりかねないと危惧するところであり、適正な債権の管理に資するための関係例規の制定をするなどして、町として公平性を担保しつつ債権整理を進めていくことを検討していただきたい。